

2023 年度事業計画書

基本計画

観光は経済成長のみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関 (UNWTO) によれば、2022年の国際観光客到着数は9億人を超え、2021年の約2倍の数を記録したが、依然としてパンデミック前の水準の63%にある。中東やヨーロッパで堅調な増加が示されている一方で、アジア・太平洋地域はパンデミック前の水準の23%にとどまっており、回復の遅れが目立っている。我が国は2022年10月にビザ免除措置を再開し、2022の年間訪日外国人旅行者数(推計値)は、前年比で4倍以上になったが、2019年比では86%減の277.2万人となっている。

最新のUNWTO 専門家委員会の調査によれば、殆どの専門家が2023年はより良い結果を予測しているが、一方で、65%の専門家が、観光が新型コロナウイルス感染症の発生前の2019年の水準に回復に転じる時期は2024年又はそれ以降であると予測している。

パンデミックを経て、観光客の行動に変容が起こっていることが指摘されており、UNWTO の調査においても、観光によって訪問先に良い影響をもたらすこと、地域の持続可能性や真正性が重要視されていると分析されている。これらの動向を鑑み、地域においても、経済のみならず、社会・文化、環境の観点からもより強靱で、持続可能な観光の推進が求められている。

以上のような観光を取り巻く現状を踏まえ、国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所 (以下「駐日事務所」という。) は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、賛助加盟員等のニーズに応え、同地域においてより良い観光の回復及び持続可能な観光の実現を図るために、UNWTO の地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

このため、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の2023年度事業計画では、昨年度に引き続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、駐日事務所が実施する日本国内はもとより、アジア太平洋地域における持続可能な観光の推進のための活動に対する支援を行う。併せて、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援を行うこととする。

具体的な基本方針は以下のとおり。

基本方針

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

駐日事務所がアジア太平洋地域（日本国内を含む）における持続可能な観光の推進のために実施する次の活動に対して支援を行う。

UNWTO が提供する持続可能な観光地づくり国際ネットワーク（INSTO：International Network of Sustainable Tourism Observatories）等の枠組みを活用し、地域が主体となった持続可能な観光地づくりに対する取組を支援、促進する。

また、観光危機管理の分野において、観光庁や他の国際機関と連携し、地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備を促進する。

観光に関する学術的調査・研究、情報収集に資するために、UNWTO の観光統計や出版物を日本語に翻訳してウェブサイト等で公表するとともに、実施した調査研究の結果をシンポジウム等で報告し周知する。

UNWTO が主催する、又はUNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営に積極的にかかわることにより、国内外の観光関係者に観光に関する様々な研究や取組に接する機会や議論の場を提供する。

併せて、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けて取り組むとともに、ウェブサイト等によるUNWTO の取組の情報発信などを実施する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高等学校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業や、国際交流サロンの運営、当財団のウェブサイト等による当財団賛助会員（地方公共団体を含む）の観光に関する事業の情報発信を行う。

第3：賛助会員に対する取組

賛助会員間の交流の活性化や当財団の周知・啓発を促進するため、適時適正なニュースレターの配信や会員限定のウェビナー/セミナーの開催等の賛助会員の支援に向けた取組を充実させる。

以上の基本方針に基づく、今年度の事業計画は以下のとおり。

事業計画

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

1 持続可能な観光促進支援事業

駐日事務所が実施する持続可能な観光を促進する活動を支援する。

(1) エビデンスベースの持続可能な観光地づくりの推進

UNWTOは、持続可能な観光地づくり国際ネットワーク（INSTO：International Network of Sustainable Tourism Observatories）を推進し、観光指標を活用した継続的なモニタリング活動（計測・分析・評価）及び政策へのフィードバックを通じて、世界の観光地における持続可能な観光政策の形成を促進しており、駐日事務所はINSTOの普及・啓発、加入支援を行っている。

また、駐日事務所では、「日本版持続可能な観光ガイドライン」（2020年6月、観光庁と連携）、「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き」（2022年3月、観光庁・（一財）運輸総合研究所と連携）を作成している。

これらを踏まえ、駐日事務所が引き続き観光庁の持続可能な観光に関する事業に参画するとともに、2020年に設置した「APTEC サステイナブルツーリズム推進センター」とも連携して、持続可能な観光地づくりの普及・啓発に関する活動を展開することを支援する。

(2) 地域における持続可能な観光地づくりの実践に関する事例アーカイブの拡充

地域で持続可能な観光地づくりの実践に向けて取り組んでいる地方公共団体・DMOや民間事業者等との情報共有及び取組の促進のため、当財団や駐日事務所のこれまでの取組により蓄積されてきた、地域における持続可能な観光地づくりの実践事例を収集した「持続可能な観光アーカイブ」システムを2022年度に構築した。2023年度はその内容を更に充実させるとともに、英語版を作成・公表する。

(3) 持続可能な観光の促進に関するシンポジウム・セミナーの開催、研修の実施及び関係者の連携促進

- ① 「APTEC サステイナブルツーリズム推進センター」とも連携し、自治体、観光地域づくり法人（DMO）、観光関連事業者等を対象に、持続可能な観光地づくりの優良事例から知見を学ぶとともに、共通する課題について関係者同士で議論を行い、持続可能な観光に関する理解を深めるための研修を実施する。

開催時期：2023 年下半期

場 所：日本国内（案：北海道ニセコ町、徳島県三好市等）

- ② 地域における持続可能な観光地づくりの優良事例や課題の共有、各地域のネットワーク構築を提供すべく「持続可能な観光アーカイブ」の事例をベースとし、事例提供者を主体としたシンポジウムを実施する。

開催時期：2023 年下半期

場 所：オンライン

（4）奈良県における持続可能な観光地づくり支援事業

- ① 2022 年度に実施した「奈良県における持続可能な観光地づくりに向けたあり方」の見直し等を踏まえ、奈良県内複数地域において、UNWTO 職員や外部有識者等の専門的知見に基づくコンサルティングや勉強会等を実施する。
- ② ①の地域等に、旅行関係者や専門家等を招聘し、地域の持続可能な観光に向けた取組や観光資源の磨き上げの方策等について、意見交換やアンケート調査を実施する。

（5）奈良市における持続可能な観光地づくり支援事業

- ① 奈良市が 2023 年度に行う「奈良市観光振興計画（仮）」の策定に参画し、持続可能な観光地づくりを進めるための方針づくり、状況を把握するための指標の提案等を通じて支援を行う。あわせて、持続可能な観光に関する市民及び市内事業者の理解を促進するとともに、「奈良市観光振興計画（仮）」策定に向けて課題や目指すべき姿を共有するための説明会等を開催する。

（6）海外事業

- ① 2022 年度に作成した、「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き（簡易版・ベトナム語）」の内容を活用し、ベトナム国内において持続可能な観光地づくりの普及・啓発を目的としたセミナーを開催する。

開催時期：2023年6月以降

場 所：ベトナム国内（未定）

- ② 2022年度にUNWTO本部と駐日事務所が連携して作成した調査研究「太平洋島嶼国調査：持続可能な観光振興と商品開発」、及びコロナ禍で大きな打撃を受けた太平洋島嶼国における観光事業者の取組をまとめた動画集／電子書籍「Tourism Stories Pacific Islands」の成果を公表すべく、太平洋島嶼国エリア内でワークショップ等を実施する。

開催時期：2023年第3四半期

場 所：太平洋島嶼国域内（未定）

2 地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備促進

2022年度に観光庁が作成した「観光危機管理コミュニケーションプラン（英語版）」等を活用した、駐日事務所による国内外の地方公共団体・DMO・観光協会・観光関連事業者に対する調査や研修の実施、シンポジウム開催等の啓発業務を支援する。

3 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所が実施する観光統計等の公表や観光学術調査の報告を支援する。

（1）JICAとの連携事業（SDGs達成に資する観光開発プロジェクト指標ツールキットの作成、展開）

UNWTOは独立行政法人国際協力機構（JICA）とともに、SDGsに対する適切なゴール設定や成果を測定する「SDGs達成に資する観光開発プロジェクト指標ツールキット」を共同開発しており、駐日事務所は同キットの開発に協力してきた。2022年度中に完成が予定されている英語版をベースに、2023年度は日本語版作成（翻訳）と、同キットの日本国内での展開について協力する。

（2）UNWTOの観光統計や出版物の日本語訳と公表

UNWTOが公表している観光統計や研究成果に関する出版物を、駐日事務所が適時適切に日本語に翻訳して公表する取組を支援する。

観光統計については、UNWTO Tourism Highlights及びWorld Tourism Barometer等の出版物の中でニーズの高い分野を中心に、その概要の日本語訳をウェブサイト等で公表する。

4 UNWTO 及び UNWTO 関連国際会議等への参加・運営支援

駐日事務所が、UNWTO が主催する、又は UNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営にかかわることにより、国内外の観光関係者が観光に関する最新の動向、様々な研究や取組に接する機会及び議論の場を提供することを支援する。

① 第 35 回 UNWTO 東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UNWTO では、各加盟国は地域ごとに設けられている 6 つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の 2 委員会は合同で毎年開催され、UNWTO の加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

開催期間：2023 年 4 月 18 日～20 日（調整中）

場 所：カンボジア・プノンペン

② UNWTO アジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間：2023 年第 2 四半期（調整中）

場 所：フィジー・スバ（調整中）

③ 第 25 回 UNWTO 総会

総会は 2 年ごとに開催される UNWTO の主要会合であり、予算や事業計画を承認するとともに、観光分野にとって重要度が高いテーマが議論される。前回総会から、地域事務所のあり方が議論されている。

開催期間：2023 年 9 月（調整中）

場 所：ウズベキスタン・サマルカンド

④ ツーリズム EXPO ジャパン

UNWTO はツーリズム EXPO ジャパンの共催者であり、日本の観光関係者との連携、交流を促進する機会としている。

開催期間：2023 年 10 月 26 日～10 月 29 日

場 所：大阪（インテックス大阪）

⑤ 世界観光の日と G20 観光大臣会合

開催期間：2023 年 9 月 27 日～28 日（調整中）
場 所：サウジアラビア・リヤド（調整中）

⑥ 世界 INSTO 全体会議

開催期間：2023 年 10 月 19 日～20 日
場 所：スペイン・マドリード

5 世界観光倫理憲章の普及・促進支援

駐日事務所が実施する、持続可能な観光の推進に取り組む企業・団体に署名を促進し、ツーリズムEXPOジャパン等の機会を捉え、署名式を開催する取組を支援する。

なお、「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択されたものである。また、UNWTOは、2019年の第23回UNWTO総会において、観光倫理条約（UNWTO Framework Convention on Tourism Ethics）を採択した。UNWTOの設立以来、国際条約の採択は初となり、UNWTOは各国に対し、同条約を批准するよう促進している。

UNWTOは2011年から「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」に取り組み、駐日事務所の働きかけにより、日本では現在、民間5団体24社が誓約に署名を行っている。

7 UNWTO 及び駐日事務所の情報発信支援

駐日事務所が実施する情報発信を支援する。

(1) UNWTO 本部の取組周知

① ベスト・ツーリズム・ビレッジの募集

駐日事務所が観光庁とも連携し、ウェブサイトへの掲載やオンラインセミナーの開催等を通じて、国内の自治体等にベスト・ツーリズム・ビレッジへの募集を促進することを支援する。

なお、ベスト・ツーリズム・ビレッジは、地域コミュニティの伝統と文化を保全するために、観光の強みを活かし、持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、地域振興に取り組む優良事例を見出すための取組で2021年から開始されたもの。国内からは北海道ニセコ町と京都府南丹市美山町が2021年度に選定された。

② UNWTO スタートアップ・コンペティションの募集

駐日事務所が観光庁等とも連携し、ウェブサイトへの掲載等を通じて、国内の観光関連事業者に UNWTO が主催するスタートアップ・コンペティションへの募集を促進することを支援する。

(2) 駐日事務所のウェブサイト等を通じた情報発信の強化

駐日事務所が、ウェブサイトの運営等を通じて発信力を強化し、UNWTO 及び UNWTO 賛助加盟員の取組を情報発信することを支援する。あわせて、発信した情報の内容の活用の程度や、コンテンツへのニーズの高さ等について、Google アナリティクスを活用したウェブサイトのアクセス分析や評価の強化を支援する。

(3) 会議、セミナー、シンポジウムにおける情報発信

駐日事務所が、国内外の会議、セミナー、シンポジウムにおいて、講演等を通じて、UNWTO の活動や持続可能な観光について情報発信することを支援する。

8 UNWTO 及び UNWTO 関連の国際会議・シンポジウムに関する情報発信と誘致支援

駐日事務所を通じて UNWTO 本部と連携し、自治体向けに国際会議・シンポジウムの開催情報を発信し、誘致ニーズに対して支援を行う。

第 2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

1 国際人材育成支援事業

各地方公共団体に所在する高等学校・大学等における講義・講演への UNWTO 駐日事務所職員の派遣や、高校生・大学生等の UNWTO 関連イベントへの参加機会の創出により、若年層の UNWTO の活動や持続可能な観光に関する理解の増進、国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援する。

2 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行う。

3 当財団のウェブサイト等を通じた情報発信

当財団のウェブサイトを通して当財団の活動だけでなく当財団賛助会員（地方公共団体も含む）の観光に関する事業の情報発信をより適時適切に行う。

第3：賛助会員に対する取組

1 APTEC ニュースレターの配信

APTEC の最新の取組や UNWTO の活動に関する情報を定期的に配信する。

2 APTEC 会員限定ウェビナー/セミナーの開催

タイムリーなテーマを選定し、賛助会員限定によるウェビナー/セミナー、研修会を定期的に開催し、賛助会員間のネットワークの形成に資する機会を提供するとともに、賛助会員同士の連携強化を図る。

以 上